

## 一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、一般国道201号（八木山バイパス）に関し、機構法第12条第1項の機構の業務及び道路会社法第5条第1項第1号又は第2号の会社の事業（以下「業務等」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### （協力）

第2条 機構及び会社は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高い公共性を有する高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（以下「高速道路の管理」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする。

### （協定の対象となる高速道路の路線名）

第3条 本協定の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

（1）一般国道201号（八木山バイパス）

### （工事の内容）

第4条 会社が行う高速道路の管理のうち、新設又は改築に係る工事の内容は、別紙1-1および別紙1-2のとおりとする。

2 会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容は、別紙2のとおりとする。

3 会社は、前項に規定する修繕に係る工事のうち第13条第1項の助成の対象となるものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出し、機構の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 会社は、第2項に規定する修繕に係る工事のうち前項に規定するもの以外のものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、修繕によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に修繕工事報告書を機構に提出するものとする。

5 会社は、災害復旧に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、災害復旧工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、災害復旧によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に災害復旧工事報告書を機構に提出するものとする。

(新設、改築又は修繕に係る工事の債務引受限度額)

第5条 新設又は改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙1-1および別紙1-2のとおりとする。

2 修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙3のとおりとする。

(災害復旧に係る債務引受限度額)

第6条 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙4のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、会社が機構から機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを受けて災害復旧を行った場合には、前項の限度額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものを同項の限度額とする。

(貸付けに係る道路資産の内容)

第7条 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容は、第3条に規定する協定の対象となる高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(道路資産の貸付料)

第8条 機構が会社に対して貸し付ける道路資産の貸付料は、別紙5の額とする。

2 会社は、毎年度の前項の貸付料を1ヶ月ごとに分割して機構に支払うものとし、その支払期限は、翌月の15日とする。ただし、支払期限が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期限とする。

3 会社は、前項に規定する支払期限までに、機構の発行する支払請求書に基づき、支払うものとする。

4 会社は、第2項に規定する支払期限までに前項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、次項に規定するときを除き、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

5 機構は、大規模な災害の発生等やむを得ない事由により会社が第2項に規定する支払期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払うことができないと認めるときは、その期限を延長することができる。この場合において、会社は支払期

限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じた利息を機構に支払うものとし、その利息は機構と会社が協議して定めるものとする。

- 6 会社は、前項の規定による延長期間までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

第9条 毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ各号に定める額を貸付料とする。

一 別紙6の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の3%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合 前条第1項に定める金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額

二 計画収入から計画収入の3%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合 前条第1項に定める金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額

- 2 会社は、前項第1号に該当する場合において、実績収入から加算基準額を減じた金額を、機構の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、機構に支払うものとする。

- 3 機構は、第1項第2号に該当する場合において、減算基準額から実績収入を減じた金額を、会社の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、会社に支払うものとする。

- 4 前条第4項から第6項までの規定は、第2項及び前項の場合に準用する。

（道路資産の貸付期間）

第10条 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に帰属した日から平成62年9月30日までとする。

（料金の額及びその徴収期間）

第11条 第3条に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間は、別紙7のとおりとする。

（維持、修繕その他の管理）

第12条 会社は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(助成)

第13条 会社は、その経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（あらかじめ第4条第3項の同意を得たものに限る。以下同じ。）に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第8号に掲げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。

2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該新設、改築又は修繕に係る工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

- ① 当該新設、改築又は修繕に係る工事の内容
- ② 当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- ③ ②に係る助成対象基準額
- ④ 当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの額

3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、新設又は改築に係る工事にあつては、別紙1-1および別紙1-2に記載の額とし、修繕に係る工事にあつては、第4条第3項の修繕工事計画書に記載の額とする。

4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額（会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。

- ① 第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。
- ② 申請に係る新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。
- ③ 申請書に記載された事項が適正であること。

(道路資産の機構への帰属)

第14条 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。）

第51条第2項から第4項の規定に基づき、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する場合には、会社は、あらかじめ、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書（以下「道路資産原簿等」という。）を機構に提出するものとする。

2 機構は、必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うことができる。

(債務の引受け)

第15条 機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために会社が負担した債務を機構が引き受ける場合には、会社は、あらかじめ、当該引受けに係る債務目録及び金銭消費貸借契約書、社債原簿その他証書類（以下「証書類」という。）を機構に提出し、機構の立会いの下に当該債務目録と証書類の照合を行うものとする。

(協定の変更)

第16条 機構及び会社は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

2 機構及び会社は、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特別措置法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、相互に、本協定の変更を申し出ることができる。

3 前2項の規定による変更の申出があった場合には、機構及び会社は、その申出に誠実に対応しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく協定の変更は、業務等の実施状況を勘案し、債務の返済等の確実かつ円滑な実施及び高速道路の管理の適切かつ円滑な実施が図られるよう行うものとする。

(協議等)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構と会社が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、平成31年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成31年3月26日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 渡邊 大樹

西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 酒井 和 広

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道201号(八木山バイパス)

(福岡県糟屋郡篠栗町篠栗から福岡県飯塚市内住まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道201号 (有料道路名 : 八木山バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から  
福岡県飯塚市内住 まで

(ロ) 延 長 5.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第3種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から 福岡県飯塚市内住 まで	60	5.7	

(二) 設計自動車荷重      245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員      3.25メートル

(へ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から 福岡県飯塚市内住 まで	4 車線	4 車線	4車線化



## 別 紙 1

## (又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県糟屋郡篠栗町 篠栗	平面接続	
町道内住地区2号線	福岡県糟屋郡篠栗町 内住	立体接続	
県道飯塚大野城線	福岡県飯塚市 内住	立体接続	筑穂インターチェンジ

## (4) 工事予算

7, 259 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA0+80)から福岡県飯塚市内住(STA39+15)

平成 35 年 4 月 1 日

ロ 福岡県飯塚市内住(STA39+15)から福岡県飯塚市内住(STA42+53)

平成 31 年 5 月 1 日

ハ 福岡県飯塚市内住(STA42+53)から福岡県飯塚市内住(STA57+71)

平成 35 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,545 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

8,161 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道201号(八木山バイパス)

(福岡県飯塚市内住から福岡県飯塚市弁分まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道201号 (有料道路名 : 八木山バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県飯塚市内住 から  
福岡県飯塚市弁分 まで

(ロ) 延 長 7.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第3種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県飯塚市内住 から 福岡県飯塚市弁分 まで	60	7.6	

(ニ) 設計自動車荷重      245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員      3.25メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県飯塚市内住 から 福岡県飯塚市弁分 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
福岡県飯塚市内 住 分 から まで	土工(掘割)部分	0.75×2	1.50	0.75	0.75	1.50	
	トンネル部分	—	—	0.50	0.50	1.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	0.75×2	1.50	0.75	0.75	1.50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	0.50×2	1.00	0.50	0.50	1.00	

(チ) 付加車線の標準幅員           —   メートル

(リ) 中央帯の標準幅員           1.75メートル(土工部)  
  1.75メートル(橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道飯塚大野城線	福岡県飯塚市 内住	立体接続	筑穂インターチェンジ
市道舍利蔵線	福岡県飯塚市 舍利蔵	立体接続	穂波西インターチェンジ
一般国道200号	福岡県飯塚市 弁分	立体接続	穂波東インターチェンジ

(4) 工事予算

3,741 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、  
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 42 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 327 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 133 百万円)(消費税込み)

## 別紙 2

(協定第4条第2項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

# 修繕に係る工事の内容

## 別紙2

### 工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る）で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、

- ①当該資産の使用可能期間を延長させる（耐久性を増す）部分に対応する金額、
  - ②その支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる（価値を高める）部分に対応する金額、
- の何れかに該当するものに限る。

### 工事の内容

1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. のり面修繕
4. 土工修繕
5. 舗装修繕
6. 交通安全施設修繕
7. 交通管理施設修繕
8. 渋滞対策
9. 休憩施設修繕
10. 雪氷対策施設修繕
11. 震災対策
12. 環境対策
13. トンネル防災
14. のり面防災
15. 雪害対策
16. のり面付属物設置
17. 橋梁付属物設置
18. トンネル施設修繕
19. 電気施設修繕
20. 通信施設修繕
21. 建築施設修繕
22. 機械施設修繕

別紙 3

(協定第5条第2項関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 3 7	392百万円
H 3 8	392百万円
H 3 9	392百万円
H 4 0	392百万円
H 4 1	392百万円
H 4 2	514百万円
H 4 3	514百万円
H 4 4	514百万円
H 4 5	514百万円
H 4 6	514百万円
H 4 7	514百万円
H 4 8	514百万円
H 4 9	514百万円
H 5 0	514百万円
H 5 1	514百万円
H 5 2	514百万円
H 5 3	514百万円
H 5 4	514百万円
H 5 5	514百万円
H 5 6	514百万円
H 5 7	514百万円
H 5 8	514百万円
H 5 9	514百万円
H 6 0	514百万円
H 6 1	514百万円
H 6 2	256百万円

(注) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	276百万円
---------	--------

## 道路資産の貸付料の額

## 西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 3 7	1,233百万円	105百万円	667百万円	181百万円	486百万円
H 3 8	1,230百万円	104百万円	665百万円	181百万円	484百万円
H 3 9	1,233百万円	105百万円	667百万円	181百万円	486百万円
H 4 0	1,228百万円	104百万円	663百万円	180百万円	483百万円
H 4 1	1,223百万円	104百万円	659百万円	179百万円	480百万円
H 4 2	1,416百万円	112百万円	715百万円	194百万円	521百万円
H 4 3	1,388百万円	109百万円	693百万円	188百万円	505百万円
H 4 4	1,344百万円	103百万円	658百万円	179百万円	479百万円
H 4 5	1,301百万円	98百万円	625百万円	170百万円	455百万円
H 4 6	1,278百万円	95百万円	606百万円	165百万円	441百万円
H 4 7	1,277百万円	95百万円	606百万円	165百万円	441百万円
H 4 8	1,224百万円	88百万円	563百万円	153百万円	410百万円
H 4 9	1,217百万円	88百万円	558百万円	152百万円	406百万円
H 5 0	1,164百万円	81百万円	515百万円	140百万円	375百万円
H 5 1	1,137百万円	78百万円	494百万円	134百万円	360百万円
H 5 2	1,111百万円	74百万円	474百万円	129百万円	345百万円
H 5 3	1,084百万円	71百万円	452百万円	123百万円	329百万円
H 5 4	1,060百万円	68百万円	433百万円	118百万円	315百万円
H 5 5	1,041百万円	66百万円	418百万円	114百万円	304百万円
H 5 6	1,015百万円	62百万円	397百万円	108百万円	289百万円
H 5 7	989百万円	59百万円	376百万円	102百万円	274百万円
H 5 8	982百万円	58百万円	371百万円	101百万円	270百万円
H 5 9	936百万円	53百万円	335百万円	91百万円	244百万円
H 6 0	911百万円	49百万円	315百万円	86百万円	229百万円
H 6 1	780百万円	33百万円	211百万円	57百万円	154百万円
H 6 2	307百万円	6百万円	40百万円	11百万円	29百万円

## 計画料金収入の額

## 西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 3 7	1,891百万円
H 3 8	1,886百万円
H 3 9	1,886百万円
H 4 0	1,876百万円
H 4 1	1,871百万円
H 4 2	2,175百万円
H 4 3	2,144百万円
H 4 4	2,095百万円
H 4 5	2,052百万円
H 4 6	2,026百万円
H 4 7	2,005百万円
H 4 8	1,973百万円
H 4 9	1,946百万円
H 5 0	1,919百万円
H 5 1	1,898百万円
H 5 2	1,866百万円
H 5 3	1,839百万円
H 5 4	1,813百万円
H 5 5	1,791百万円
H 5 6	1,759百万円
H 5 7	1,733百万円
H 5 8	1,706百万円
H 5 9	1,684百万円
H 6 0	1,653百万円
H 6 1	1,626百万円
H 6 2	798百万円

# 別紙 7

(協定第11条関連)

(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

## 料金の額及びその徴収期間

## 1. 料金の額

### (1) 料金の額

#### ① 料金の額

1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
200.000	250.000	300.000	412.500	687.500	25.000

（注）上表の自動車の種類は、別添1のとおりとする。

### (2) 割引制度

#### ① 障害者割引

##### イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

##### ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

## ② 企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

### イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

### ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

### ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

### ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

### ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

## (3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

### イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

### ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

### ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

### ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

### ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

## 2. 料金の徴収期間

平成37年4月1日から平成62年9月30日までとする。

## 別添 1

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ロ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ハ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車